

1 部会について

(1) 部会の設置根拠

条例第8条第1項にて「会長は必要があるときは審議会に部会を置くことができる。」と規定。

(2) 部会の目的

各地区における学校施設の再編案について、地域ごとの課題等の協議を行い、意見聴取を行うことを目的とする。

(3) 部会および部会員の立場

部会については、条例第8条1項において「審議会に置く」ものとなり、部会員については条例第3条2項において「審議会および部会に、教育委員会が委嘱する臨時委員を置くことができる。」また、条例第8条第2項において、「部に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。」となり、審議会の委員および臨時委員の立場となる。

(4) 部会長および部会の構成について

各部会の構成については審議会委員を部会長とし、臨時委員についてはその地区からの委員をもって部会を構成するものとする。

2 部会の設置イメージ

現状

審議会
14名

委員14名

A委員
B委員
C委員
D委員
E委員
F委員
G委員
H委員
I委員
J委員
K委員
L委員
M委員
N委員

課題

- ・部会に配属される委員により部会での議論の内容が変わる
- ・委員の属性により部会に配属できなくなる。

部会設置前

審議会
14名+X名

委員14名

A委員
B委員
C委員
D委員
E委員
F委員
G委員
H委員
I委員
J委員
K委員
L委員
M委員
N委員

臨時委員X名

a委員
b委員
c委員
d委員
e委員
f委員
⋮

部会設置

部会

A委員
B委員
a委員
b委員
⋮

印は部会長

部会

C委員
D委員
c委員
d委員
⋮

部会

E委員
F委員
e委員
f委員
⋮

3 部会の設置イメージ

現状

審議会
14名

委員14名

A委員
B委員
C委員
D委員
E委員
F委員
G委員
H委員
I委員
J委員
K委員
L委員
M委員
N委員

課題

- ・審議会委員の負担が増加する
- ・人数が多くなるため、部会開催における調整が付かない恐れがある。



部会設置後

部会
14名+X名

委員14名

A委員
B委員
C委員
D委員
E委員
F委員
G委員
H委員
I委員
J委員
K委員
L委員
M委員
N委員

臨時委員X名

a委員
b委員
c委員
d委員
e委員
f委員
⋮

部会
14名+X名

委員14名

A委員
B委員
C委員
D委員
E委員
F委員
G委員
H委員
I委員
J委員
K委員
L委員
M委員
N委員

臨時委員X名

g委員
h委員
i委員
j委員
k委員
l委員
⋮

部会
14名+X名

委員14名

A委員
B委員
C委員
D委員
E委員
F委員
G委員
H委員
I委員
J委員
K委員
L委員
M委員
N委員

臨時委員X名

m委員
n委員
o委員
p委員
q委員
r委員
⋮

印は部会長

...

4 部会を設置しない場合

(1) 部会設置の必要性

条例第8条第1項にて「会長は必要があるときは審議会に部会を置くことができる。」と規定しており、部会の設置は必須ではない。

また、部会の目的は地域からの意見聴取を行うことであり、部会の設置以外の方法にてこれを達成することも可能である。

(2) 部会を設置しない場合の地域意見の聴取

各地区ごとの再編案について、各地区に含まれる学校のコミュニティスクール等を一堂に集める場を設けて、事務局より説明を行う。そこで、地域の課題等について聴取を行い、その結果を事務局から審議会に報告する。